

日 時：令和5年10月11日（水）14：30～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、  
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、  
吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第257回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つございます。

議題1「地方公共団体における個人情報保護法施行条例の整備状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題1について御説明させていただきます。本議題は、4月26日の委員会において御報告させていただきました、令和5年4月1日時点の「地方公共団体における個人情報保護法施行条例の整備状況について」の調査結果を踏まえた事務局の対応及びその後の状況について御報告するものです。

資料1の1ページ目を御覧ください。4月26日の委員会で御報告させていただいた概要は、資料中段の○のとおり、都道府県及び市区町村は全団体において措置済み、また、一部事務組合及び広域連合においては、1,543団体が措置済みである一方、25の一部事務組合が未措置という状況でございました。

資料下段の枠囲いを御覧ください。その後、事務局において、法施行条例が未措置であった25団体に対して、速やかに法施行条例の整備を行うよう求めるとともに、各団体における進捗状況の確認や条例案に対する助言を行うなど、個別アプローチを継続して実施した結果、9月末までに全ての団体で法施行条例の整備が完了いたしました。

また、令和4年10月以降、令和5年4月1日までに新設されました六つの一部事務組合についても、全団体において法施行条例を整備済みでございます。

事務局といたしましては、地方公共団体等における個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の確保のため、引き続き支援を行っていく所存でございます。

以上で事務局からの説明を終わります。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員、お願いします。

○中村委員 地方公共団体における個人情報保護法施行条例の整備の完了に当たり、委員会の地方公共団体の支援に関連してコメントを述べます。

地方公共団体における個人情報保護法施行条例の整備状況は、令和5年4月1日の法の全面施行時において、すでに、47都道府県及び1,741市区町村については、その全団体において措置済みであり、また、従前その多くが条例等の個人情報保護制度を有していなかった一部事務組合・広域連合においても、全1,586団体のうちほとんどの団体において措置済みでした。

今般、法施行条例等の措置がなされていなかった一部事務組合25団体について、9月末までに全ての団体で法施行条例の整備が完了したとの説明がありました。これで、法の目的である個人の権利利益を保護する体制が、全ての地方公共団体において確保されました。この体制の整備に際して、地方公共団体からの出向者や地方公共団体勤務の経験のある職員を含む事務局の担当は、地方公共団体との伴走型支援体制を構築してきました。法施行条例の整備の完了は終着点ではなく出発点と考えて、今後も、委員会がこれまで培ってきた伴走型支援体制が維持・強化されることを期待します。

事務局においては、全ての地方公共団体における適正かつ円滑な形での法の運用を確保するため、引き続き、地方公共団体と緊密なコミュニケーションをとりながら、法施行条例等の審査・公表や日々の照会回答などの支援を行っていただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御報告、ありがとうございます。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「国際協力関係について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 よろしくお願ひいたします。

お手元の資料2-1を御覧ください。この度、英国のデータ保護機関である情報コミッションナーオフィス（ICO）と執行協力に関する協力覚書（MOC）を締結いたします。国境を越えた個人データの流通が増大する中、国境を越えた執行協力体制の構築のため、個人情報保護委員会は、海外のデータ保護機関との協力関係の強化を図っているところです。特に、英国のICOとは、二国間協力の枠組みに基づき、定期的な情報共有や意見交換を実施するなど、緊密な協力関係を築いています。

今回締結するMOCは、日英両機関が個人データの保護に関する法令の執行において相互に支援するため、特定の事案に関する情報交換の促進、また、双方のプラクティスやガイドランスを含む法執行に有益な情報共有を推進するとともに、既存の両機関の協力関係の下

における取組を一層強化することを目的としております。

本MOCは、個人情報保護委員会にとって、海外のデータ保護機関との間で締結する初の二国間協力覚書となります。また、本年6月のG7データ保護プライバシー機関ラウンドテーブル会合で採択された「G7DPA行動計画」に基づく具体的実施例としても位置付けられております。

MOC締結により、国際執行能力の強化が図られるとともに、日英両機関の協力関係の一層の強化につながることを期待されます。なお、MOCの署名は来週15日から20日にかけて、バミューダで開催される第45回世界プライバシー会議（GPA）年次会合の機会を捉え、17日火曜日午前9時、日本時間の午後9時に実施する予定です。署名者は、両委員長です。浅井委員には、丹野委員長に御署名いただいた書面を御持参いただき、先方の委員長に手交いただく形で署名を行っていただく予定にしております。

また、今回のMOCにつきましては、締結後、個人情報保護委員会のホームページにて公表することで調整をしております。

以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

では、浅井委員、お願いいたします。

○浅井委員 補足させていただきます。

本年6月のG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合の際に、丹野委員長とICOエドワーズ委員長の会談が行われました。私も同席いたしました。会談では、日英の関係強化のためにもMOCの締結が重要であるとの認識で双方一致しており、この度、当委員会はMOCの署名に至ることを誠に意義深く思います。今回は第45回世界プライバシー会議の機会を捉えてMOCの署名の交換を行います。エドワーズ委員長との個別の会談も予定しております。今後とも、両国が緊密な連携ができるよう、実りの多い意見交換をしてみたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、私からも一言申し上げます。

今回の英ICOとのMOC締結は、浅井委員仰せのとおり、大変意義の深いものであると承知しております。事業者の国境を越えた活動の増加や、個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増大していることを受けて、自国のみでは対応できない事案が一層増加することが予想されます。今回のMOC締結により、そうした場合でも、ICOとの間で機動的かつ効率的な協力を行うことができるようになります。本年6月に行われたICOエドワーズ委員長との会談においても、日英の関係強化についてお互いに確認をしたところであり、MOC締結

を契機に、今後とも一層緊密な協力関係を構築してまいりたいです。また、今回のMOCは当委員会にとって最初のものとなりますが、これを機に、執行能力の更なる強化のため、関係国とのMOC締結の検討を推進してまいりたいです。

それでは、ほかにどなたか御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手續を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。